

杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針

平成 26 年 2 月

杉並区教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 基本的な考え方	2
第2 これまでの取組経緯	3
第3 課題ととるべき方向性	3
1 学校適正規模の確保	
2 学校施設の老朽改築	
3 小中一貫教育の推進	
第4 新しい学校づくりの進め方	7
1 新しい学校づくりの検討対象	
2 新しい学校づくりの手順	
3 新しい学校づくりの留意点	
第5 地域との連携による新しい学校づくり	8

はじめに

杉並区教育委員会では、平成 24 年 3 月に「杉並区教育ビジョン 2012」（以下「教育ビジョン」という。）を定め、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を今後 10 年間に区が目指す教育の指針としました。その中で学齢期については、生活時間の中心が学校となり、教員の指導のもと子ども同士が交流し、学びあい、自分らしさを育てていく期間としています。学齢期を充実させ、子どもたちが活力ある学校生活を過ごすためには、望ましい教育環境を提供していく取組みを一層進めていく必要があります。

杉並区の児童・生徒数は昭和 50 年代の半分以下に減少しており、将来的な人口推計においても、児童・生徒数が逡減していくことが予想されています。このような状況の中、杉並区教育委員会では平成 16 年に「杉並区立小中学校適正配置基本方針」（以下「適正配置基本方針」という。）を策定し、学校の適正規模を確保していくための取組みを推進してきました。

一方で、区立小中学校には、近い将来において建築後 50 年を経過するものが多数存在し、どのようにして老朽改築を進めていくか、ということも今後杉並区の教育行政が検討すべき大きな課題となっています。

また、平成 21 年には、「杉並区小中一貫教育基本方針」（以下「小中一貫教育基本方針」という。）を定め、小中学校の校種の違いによる意義を大切にしつつも、義務教育 9 年間の枠組みの中で、学びの連続性を保障した教育活動を区立小中学校全校で推進しています。

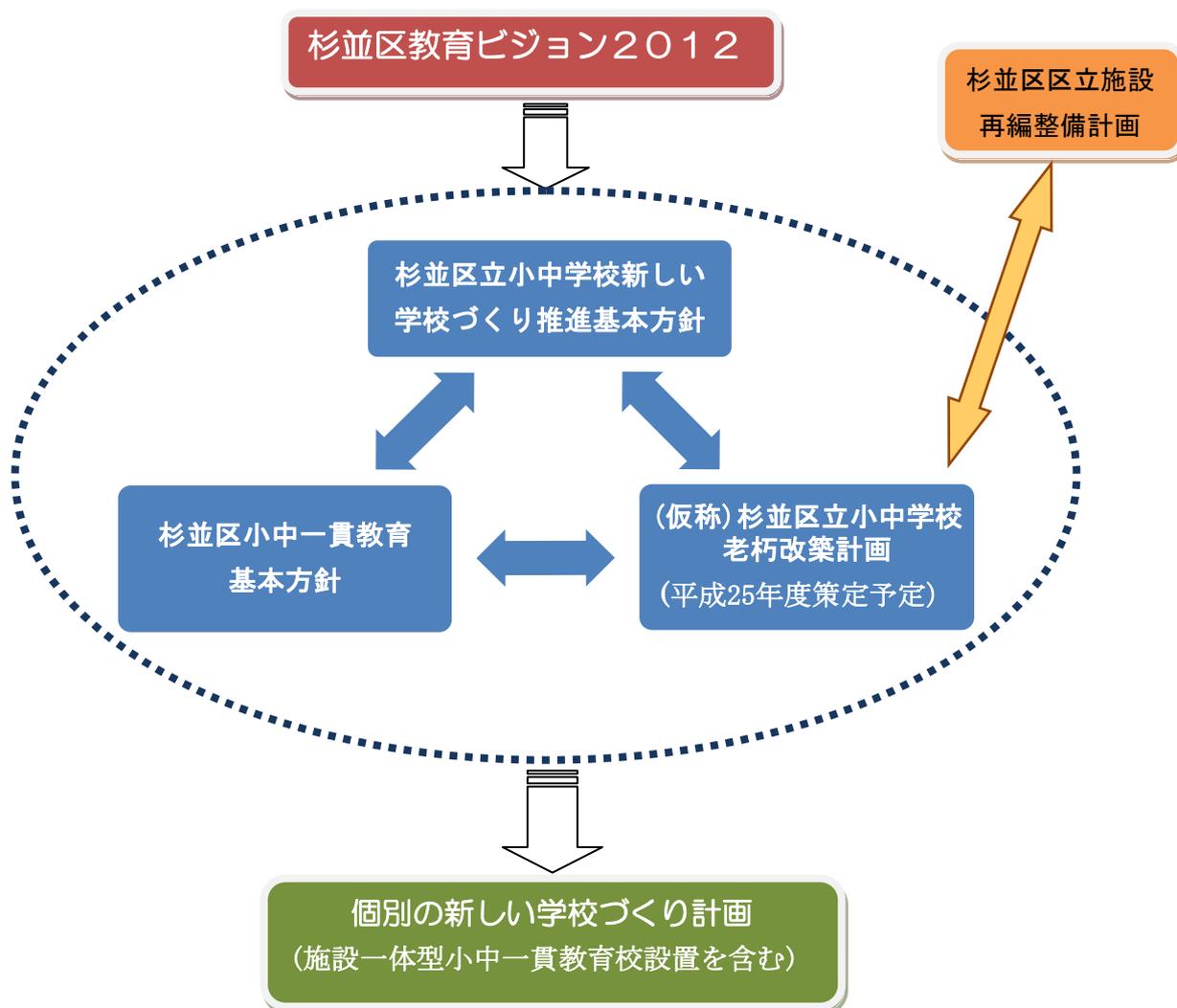
子どもたちに望ましい教育環境を提供するための学校適正規模の確保と学校の適正配置、良好な学校建物・設備を維持するための学校施設老朽改築の取組み、小中一貫教育の推進のための施設や環境づくりは、それぞれの目的は異なるものの、相互が連携をとって取り組んでいく必要があります。

平成 24 年度には、学識経験者や学校関係者で構成される「杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議」が設置され、こうした背景を踏まえて議論が交わされ、地域と連携・協働しながら、子どもたちにより望ましい教育環境を提供し、さらに質の高い学校づくりを行っていくべきとの提言がなされました。

この提言を受け、杉並区教育委員会では、従来の適正配置基本方針を発展的に継承し、「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」（以下「推進基本方針」という。）を策定しました。

第1 基本的な考え方

- 1 推進基本方針は、平成24年3月に策定した教育ビジョンに掲げる今後10年間に区が目指す教育の指針である「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を実現するために策定するものです。
- 2 推進基本方針は、学校の適正規模を確保し、学校施設の老朽改築を計画的に実施するとともに、小中一貫教育の推進や学校適正配置にも考慮して、より質の高い学校づくりを目的とするものです。
- 3 学校施設の老朽改築は、「(仮称)杉並区立小中学校老朽改築計画」(平成25年度策定予定)によるものとします。また、同計画は「杉並区立施設再編整備計画」(平成25年度策定予定)と連携して取り組むこととします。
- 4 小中一貫教育の推進は小中一貫教育基本方針によるものとしますが、小中一貫教育を推進するための施設整備については、推進基本方針と連携して取り組むこととします。
- 5 推進基本方針の期間は教育ビジョンに合わせ、平成26年度から平成33年度までとし、平成33年度に必要な見直しを行うものとします。



第2 これまでの取り組み経緯

杉並区教育委員会では、平成16年度に適正配置基本方針を策定し、学校の適正規模を確保して、子どもたちに望ましい教育環境を提供していくための取組みを推進してきました。平成21年度には同方針の改定を行い、平成25年度までの間は、著しく小規模な学校（小学校で全学年7学級以下、中学校で全学年4学級以下）を最優先に適正配置の検討対象とすることとしました。

その結果、平成20年4月には杉並第五小学校と若杉小学校を統合した天沼小学校が開校し、平成25年4月には永福小学校と永福南小学校を統合した永福小学校が新たに開校しました。学校関係者・保護者からは児童の友人関係が広がり、学校の活気が高まった等の高い評価を得ています。

また、平成27年4月には、新泉小学校・和泉小学校・和泉中学校が統合し、小中一貫教育基本方針も踏まえた、同一校舎内で小中学生が共に学習、生活する施設一体型の小中一貫教育校として開校する予定です。

第3 課題ととるべき方向性

1 学校適正規模の確保

(1) 児童・生徒数の現況と課題

杉並区の児童・生徒数はピーク時の半分以下に減少し、平成25年度の小学校児童数はピーク時である昭和54年度の48.7%、中学校の生徒数はピーク時である昭和58年度の38.5%となっています（10ページ図1）。

また、平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来人口推計」によると、杉並区における、平成42年度の14歳以下の人口は、平成25年度と比較し17,000人以上も減少することになります（10ページ図2）。今後も年少人口は逡減していくことが予測され、将来にわたりこれまでと同じ数の学校を維持すると、一層、学校の小規模化が進むこととなります。

学校規模については、学校教育・学校運営の相関性やメリット・デメリットなど、これまでも様々な検討がなされています。（11ページ表1、12ページ表2）

小規模な学校においては、子どもたち一人ひとりに目が届きやすい、異学年間の縦の交流が生まれやすい等のメリットがあります。その反面、人間関係や相互の評価等が固定化し、学校行事などの盛り上がりや多様なクラブや部活動の機会の提供について不安があるほか、子どもたちに対する評価が、限られた教員からのものになり、子どもを多面的・多角的に評価する機会が少なくなる傾向があります。

また、同学年に複数の教員が配置されないことにより、多くの役割を求められ、一人あたりの負担が大きい等の課題が指摘されるところです。

(2) 学校適正規模についての考え方

平成 15 年 12 月に学識経験者や学校関係者で構成される「杉並区立学校適正規模検討委員会」から答申が出され、杉並区教育委員会では、小学校は全学年で 12～18 学級（児童数 367 名～550 名）、中学校は全学年で 9～12 学級（301 名～402 名）が学校の適正な規模と決めました。

推進基本方針を策定するにあたり、「杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議」において、学校規模について改めて検討したところ、子どもたちの豊かな人間性を育て、より質の高い学校づくりを行っていくためには、小中学校共に最低限全学年でクラス替えができる規模が必要であり、これまで杉並区教育委員会が掲げてきた学校適正規模については、妥当であるとの意見で一致しました。

(3) 学校適正規模確保の必要性

以下の理由から、今後も学校適正規模を確保していくことが必要であると考えます。

- ① 子どもたちが幅広い交友関係の中から多様なものの見方や考え方に触れる機会を提供することができる。
- ② 一定数の集団を必要とする学習活動や学校行事等において、より活気ある教育活動を実施することができ、集団教育本来の機能が一層発揮される環境となる。
- ③ 多様な指導形態を採ることが可能となり、少人数の方が有効な指導とある程度の人数規模を必要とする指導を併せて実施することができる。
- ④ 一定の教員数が確保されることにより、経験や教科等でバランスのとれた配置が可能となり、教員同士が指導方法など切磋琢磨する機会が提供される。
- ⑤ これまでに学校適正規模確保のために統合した学校の保護者や学校関係者・地域関係者からは、教育環境が向上したとの評価を得ている。

杉並区教育委員会は、上記(1)～(3)から、子どもたちが活力ある学校生活を過ごすために、より望ましく、目指すべき学校規模は、小学校では 18 学級、中学校では 12 学級とします。

しかし、平成 25 年度においては、全学年 12 学級に満たない小学校が 9 校、全学年 9 学級に満たない中学校が 11 校もあるという現状から（13 ページ表 3）、当面の間は、これまでの適正配置基本方針を継承して、小学校は 12 学級以上、中学校は 9 学級以上の規模となるよう新しい学校づくりに取り組むこととします。

また、1 学級あたりの児童・生徒数に係る編成基準は今後も変化していく可能性があるため、学校規模を考える基準は学級数とします。

	小学校	中学校
望ましい学校規模	18 学級	12 学級
当面目標とする学校規模	12～18 学級	9～12 学級

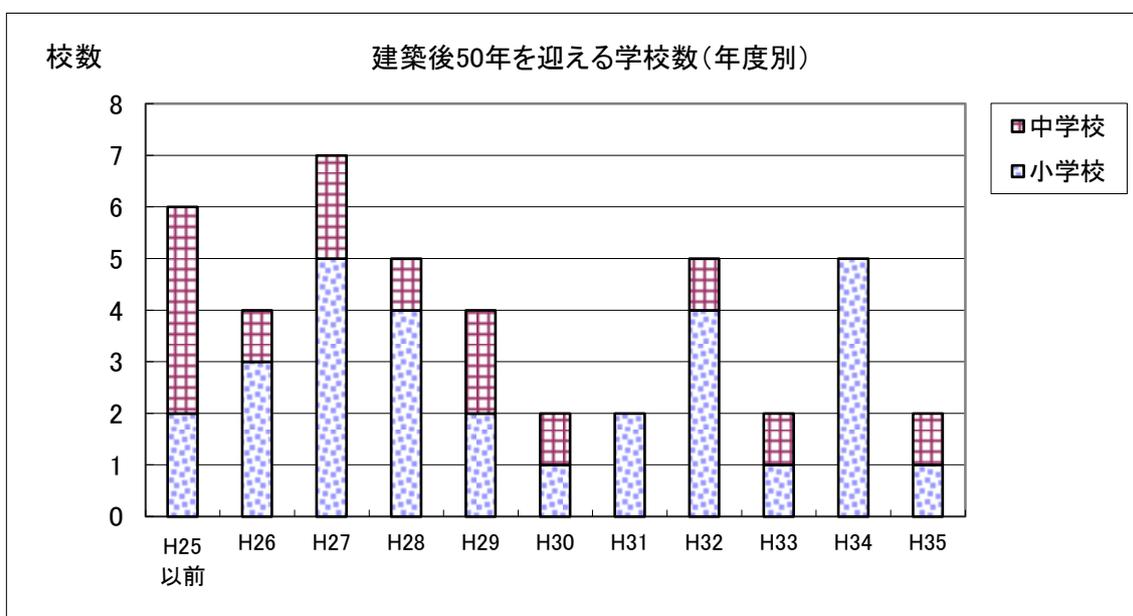
2 学校施設の老朽改築

杉並区における小中学校総数（小学校 42 校、中学校 23 校）のうち、7 割近くの 44 校が平成 35 年までに竣工後 50 年を経過し、老朽化による改築時期を迎えます。

そこで、長期的な視野の基、「(仮称) 杉並区立小中学校老朽改築計画」(平成 25 年度策定予定) により、施設の老朽化状況を踏まえ計画的に改築を着実に進めていくとともに、既存校舎については適切な予防保全・維持管理に努め、大規模修繕を実施して建物の長寿命化を図るものとします。

今後は、校舎等の老朽化対策が必要な学校がどのような状況にあるかも考慮していくことが不可欠であり、学校規模や地域の特性・意向などを踏まえた新しい学校づくりの視点も併せ、学校教育環境の整備充実を進めていきます。

また、今後、区全体で取り組んでいく「杉並区立施設再編整備計画」(平成 25 年度策定予定) と連携して、区施設との複合化や多機能化も検討していきます。



3 小中一貫教育の推進

杉並区教育委員会では、小中学校の校種間の相互理解をさらに深め、連携を充実させていくことにより、個々の子どもの状況に応じた適切な指導を行い、子どもの確かな成長に向けて、平成 21 年度に小中一貫教育基本方針を定めました。平成 22 年度からは区内のすべての小中学校で、義務教育 9 年間を通した一貫性のある教育を推進しています。

これまで、各学校において、児童・生徒の実態、地域の状況に応じた取組みを行うことにより、小中学校の教員間の交流が進み、相互理解が深まることで学習内容や生活指導が充実しました。また、児童の中学校進学に対する不安感が減り、学校生活への期待感が高まるなどの成果がみられます。これらの成果を踏まえ、平成 25 年度、小中一貫教育をさらに発展させるため、小中一貫教育基本方針を改定します。

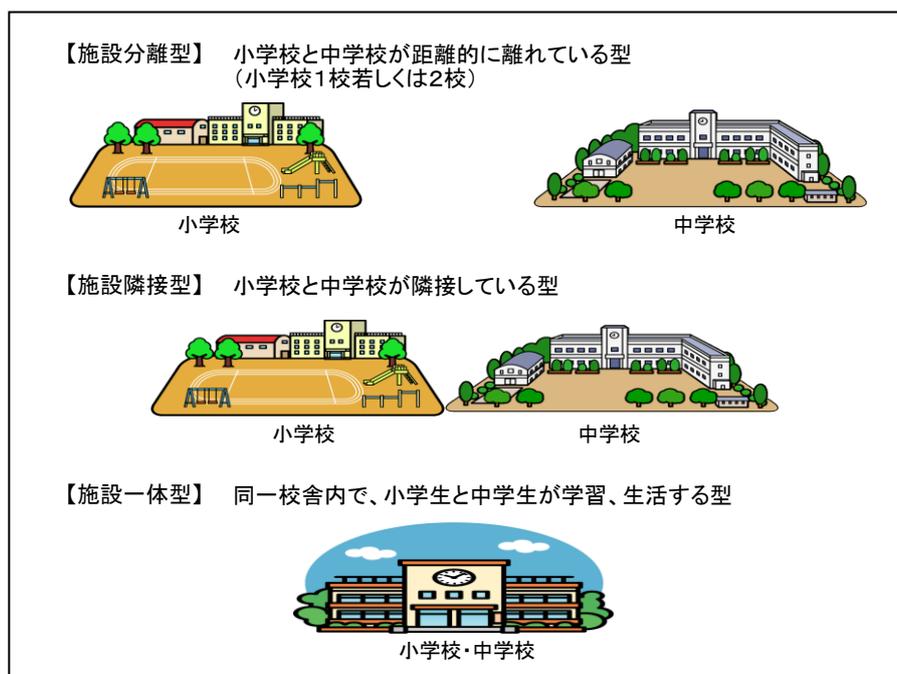
小中一貫教育は中学校 1 校とその周辺に位置する複数の小学校を一つの組み合わせとして、各学校や地域の実情を踏まえて、取り組んでいます。

新しい学校づくりに取り組むうえでは、より充実した小中一貫教育を推進していくために、児童と生徒の交流や情報の共有化を深める工夫や必要に応じた施設整備に配慮していきます。

組み合わせの施設形態には下図のとおり「施設分離型」、「施設隣接型」「施設一体型」がありますが、杉並区では、大半を「施設分離型」により、実施しています。

「施設一体型」は、日常的に小学校と中学校が連携して多様な教育活動の展開ができる特長があるため、今後、学校用地や校舎の改築年限等の条件等を勘案し、地域特性や意向に配慮しながら、可能な場合には施設一体型の整備について検討していくこととします。

小中一貫教育における施設形態



第4 新しい学校づくりの進め方

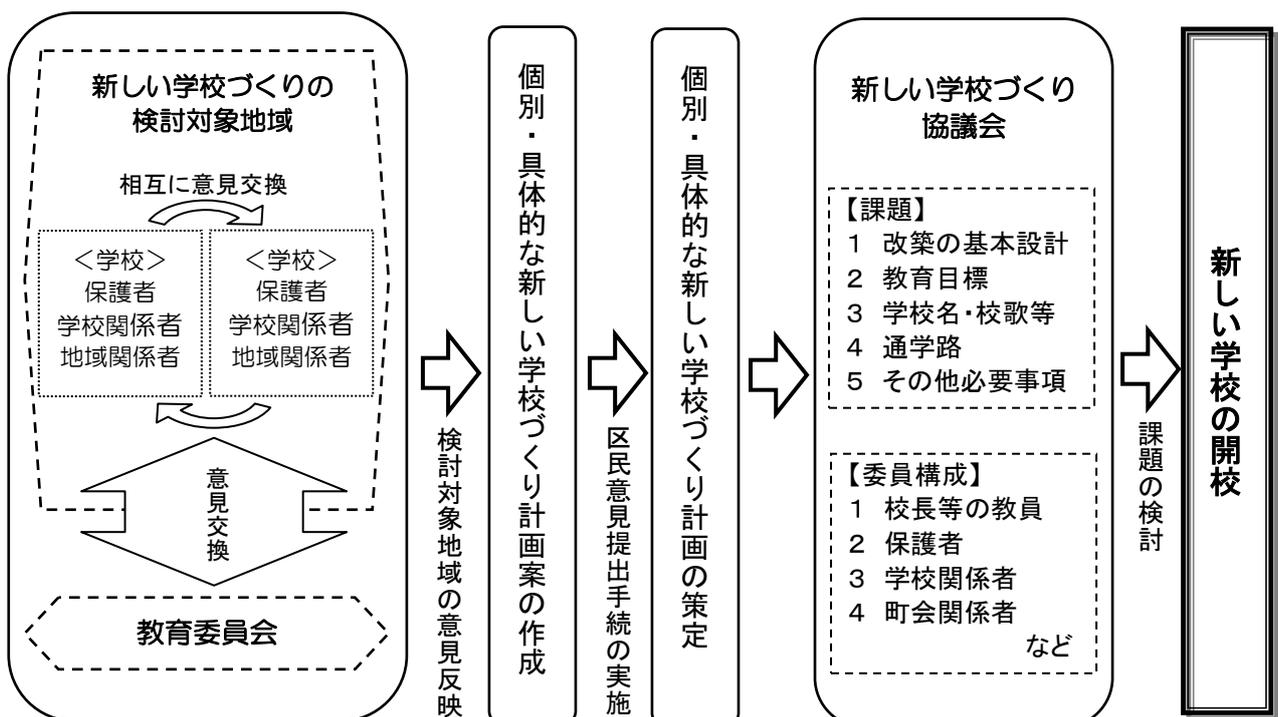
1 新しい学校づくりの検討対象

従来は検討対象を学校単位としていたところですが、学校は地域コミュニティの拠点であり、今までの新しい学校づくりの実践においても、対象校だけでなく、周辺校も含んだ地域との意見交換を通じて、成果が得られてきた経緯を鑑み、今後の検討対象は以下のとおりとします。

- (1) 著しく小規模な学校（小学校は全学年で7学級以下、中学校は全学年で4学級以下）が存在する地域とします。
- (2) 11学級以下の小学校、8学級以下の中学校及び校舎の老朽改築が必要な学校が複数存在する地域とします。
- (3) (1) 及び (2) の要件が複合する地域を最優先に新しい学校づくりに取り組みます。

2 新しい学校づくりの手順

- (1) 児童・生徒の教育環境の向上を第一に考えるとともに、地域コミュニティの中核を担っている学校の役割を重視して取り組んでいきます。
- (2) 必要に応じて、対象とする学校の保護者、学校関係者や地域の方々相互が意見交換を行う場を設け、公平な判断を行うため、学識経験者等の第三者に参加を求めることも検討します。
- (3) 個別・具体的な新しい学校づくりのための計画の策定にあたり、対象とする学校の保護者、学校関係者や地域の方々との十分な意見交換を重ねることとし、区民等の意見提出手続を実施します。
- (4) 計画策定後、新しい学校の開校に向けて協議会において、様々な課題について意見交換します。



3 新しい学校づくりの留意点

- (1) 学校間の距離、子どもの分布、児童・生徒数の推計等を考慮し、広域的な視野の元での学校の適正配置にも十分な配慮をして取り組むこととします。

また、長期的な視野に立った区全域の学校適正配置計画は、最終的な学校数を新しい学校づくりの目標とするのではなく、地域毎の実情に応じて、新しい学校づくり取り組むべきとの観点から、将来的な検討課題とします。
- (2) より充実した小中一貫教育を推進できるよう施設づくりにも配慮し、施設一体型小中一貫教育校の設置については、地域の実情に応じて検討していきます。
- (3) 改築を伴う場合には、以下の点に配慮し取り組むこととします。
 - ① 他の区施設との複合化を視野に入れ、多機能化も検討します。
 - ② 学校には、地域防災拠点としての役割があることから、災害時の対応に配慮した施設整備を進めます。
- (4) 通学区域の再編が必要な場合には、以下の考え方により取り組むこととします。
 - ① 安全や学校までの通学距離を考えるとともに、学校が地域コミュニティの核であることを踏まえ、町会・自治会や青少年育成委員会等との整合性に配慮しながら通学区域を検討します。
 - ② 施設一体型小中一貫教育校の通学区域に関しては、地域の実情を配慮しながら小学校と中学校の通学区域を見直すことも検討します。
 - ③ 隣接区域に適正規模を上回る大規模な小中学校が存在する場合には、併せてその適正規模化についても考慮します。

第5 地域との連携による新しい学校づくり

教育ビジョンでは、「家庭・地域・学校のつながりを重視した、共に支える教育を進める」ととし、これらの三者が信頼関係を育むことで、学校を核とした地域の絆を深めていくことを目指しています。同時に学校は、子どもの学びの場にとどまらず、人が行き交い、つながりが生まれる地域の拠点でもあるため、地域と共に歩む「新たな公共空間」としての教育基盤を整えることも目標としています。

また、「杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議」では、望ましい教育環境を構築するためには、地域との協働が不可欠であり、地域コミュニティの中核としての学校施設と、地域の協力を得て進められる学校運営の両方が相まって理想的な学校ができるとの意見が出されています。

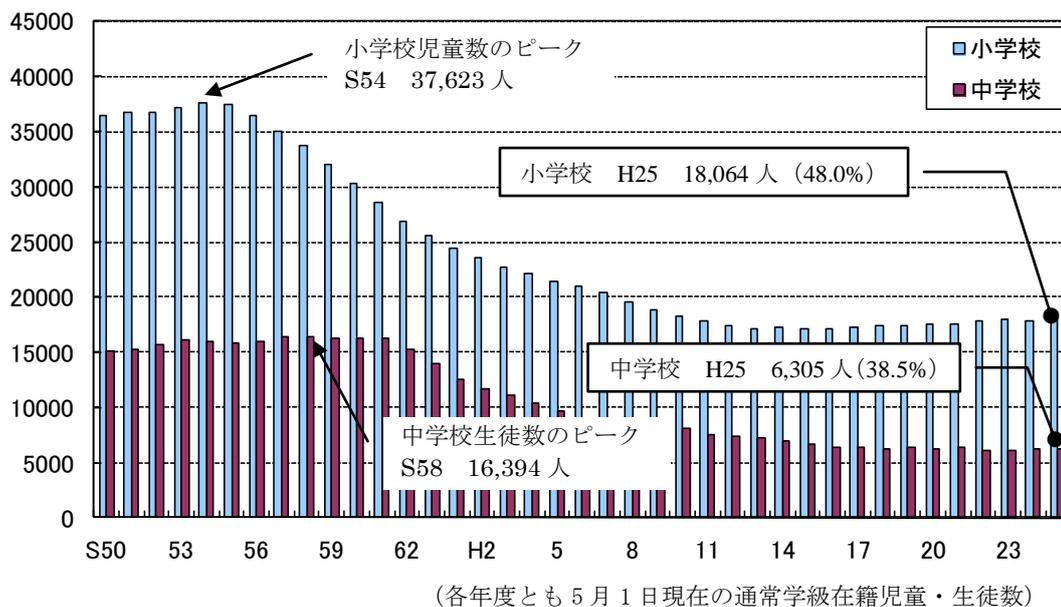
新しい学校づくりは一つの学校が存する地域だけの問題ではなく、その周辺をとりまく複数校が存する地域全体の問題であり、教育環境整備とともに「まちづくり」でもあるため、課題解決に向け、関係者と十分な意見交換を行っていくことが必要です。

これまでも杉並区教育委員会では、新しい学校づくりに係る計画策定の段階で広く意見交換の場を設け、さらに新校開校までの個別具体的な様々な課題については、協議会方式によって保護者、学校関係者、地域関係者と一緒に一つ一つ解決することに努めてきました。

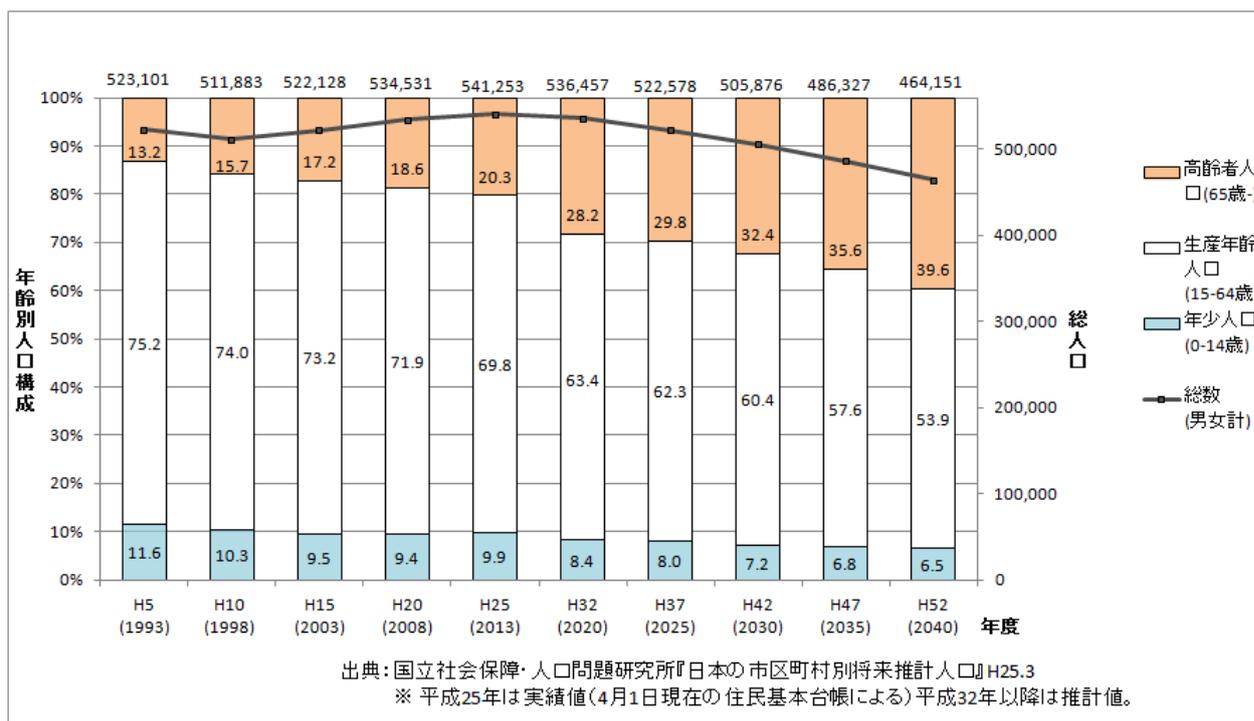
新しい学校の開校にあたり、ある協議会委員からは、「協議会活動に参加して、自分自身も成長することができた。」との感想がありました。これは杉並区教育委員会が目指している「学校づくりはまちづくり」の考え方が一つの形となったものと考えます。

今後も、地域に開かれた学校づくりを推進し、地域と協働しながら「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の実現を目指して、子どもの豊かな人間性を育てる、より質の高い学校づくりに取り組んでいきます。

(図1) 杉並区における児童・生徒数の推移



(図2) 杉並区総人口の推移及び年齢人口割合の推移



年度	総人口	年少人口	年少人口比率	年少人口 (対25年)減
25	541,253	53,584	9.9%	
32	536,457	45,062	8.4%	8,522
37	522,578	41,806	8.0%	11,778
42	505,876	36,423	7.2%	17,161
47	486,327	33,070	6.8%	20,514
52	464,151	30,170	6.5%	23,414

(表1) 学校規模と学校教育、学校運営

		規模別	小規模 (11学級以下)	中規模 (12～24学級)	大規模 (25学級以上)
項目					
教育効果	活気に満ちた雰囲気がある			大規模のほうがより活発が増す	
	活動への参加意識と参加度が高い	中小規模の方がよい			
	児童生徒間の切磋琢磨がある			中規模以上がよい	
	集団の相互作用による思考力の育成が図れる			中規模以上がよい	
	学級内の評価評定が固定的でなく可変的である			中規模以上がよい	
社会性等	学習や運動において競争心が培える			中規模以上がよい	
	個別的な生活指導ができる			大規模の方が可能性が増す	
	一定規模以上の集団の中での情緒安定性が高い	中小規模の方が可能性が増す			
	学級の編成替えができる			中規模以上がよい	
	集団活動を通じて社会性が育成できる			中規模以上がよい	
	自主的態度が育つ			中規模以上がよい	
	進学後、学校生活への適応度が高い			大規模の方が可能性が増す	
健康体力	調整力(敏捷性、柔軟性)に優れている			大規模の方が高い傾向にある	
学校運営	児童生徒が全教員を知ることができる	中規模までであろう			
	校長、教員が全児童生徒を知ることができる	中規模までであろう			
	校長が教職員を管理掌握しやすい	中規模までであろう			
	教員が分掌事務を円滑に遂行しやすい			大規模の方が遂行しやすい	
	教員の年齢別、性別の好ましい構成が得られる			大規模の方が可能性が高い	
	特に小学校において、協力授業や交換授業等の教員組織の改善が図りやすい			中規模以上がよい	
	特に中学校において、全教科にわたって適切な教員の構成が得られる			中規模以上がよい	
	児童生徒数の男女のバランスがよい			中規模以上がよい	

※総務庁監察局編『小・中学校を巡る教育行政の現状と課題—義務教育諸学校等に関する行政監察結果から』(1992年)より

(表2) 学校規模によるメリット・デメリット (例)

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	<p>児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</p>	<p>集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</p> <p>1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。</p>	<p>集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。</p>	<p>教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</p>
	<p>学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。</p>	<p>運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。</p> <p>中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。</p> <p>児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。</p>	<p>運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。</p> <p>中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。</p> <p>児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。</p>	<p>学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。</p>
生活面	<p>児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。</p> <p>異学年間の縦の交流が生まれやすい。</p>	<p>クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</p> <p>集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。</p> <p>切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。</p>	<p>クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。</p> <p>切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。</p>	<p>学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。</p>
	<p>児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</p>	<p>組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。</p>	<p>学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。</p>	<p>全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</p>

学 校 運 営 ・ 財 政 面	全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	教職員数が少ないため、経験教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。	教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行しやすい。	教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	学校が一体となって活動しやすい。	学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。	学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行しやすい。	
	施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。	子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。	特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
そ の 他	保護者や地域社会との連携が図りやすい。	PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

平成 20 年 12 月 2 日 中央教育審議会初等中等教育分科会小中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会第 8 回資料

(表 3) 杉並区の小中学校の学校規模〔平成 25 年度〕

小学校		中学校	
全学年学級数	学校数	全学年学級数	学校数
1～7 学級	2	1～4 学級	3
8～11 学級	7	5～9 学級	8
12 学級以上	33	9 学級以上	12
計	42	計	23

杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針

登録印刷物番号

25-0125

平成 25 年度版

平成 26 年 2 月発行

編集・発行 杉並区教育委員会事務局

学校支援課新しい学校づくり係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

TEL (03)3312-2111 (代)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>